

福島県子どもまんなかプラン【基本方針〈素案〉】

◆計画の基本理念(案)

「子ども まんなか ふくしま」の実現
～子どもも親も幸せいっぱい！家族まるごと応援計画～

【前文案】

計画の基本理念を達成し、福島県を「子どもまんなか社会」に向かって進めていくため、次の基本方針に基づいて本計画を策定し、子ども施策を展開します。

なお、すべての方針と施策は、それぞれの地域の特性や実情を踏まえ、地域の創意工夫の下、地域の様々な担い手や社会資源を十分かつ効果的に活用して進めていきます。

【基本方針①】

子ども・若者を権利の主体として、今とこれからの最善の利益を図ります

子ども・若者は、今を生きている存在であるとともに、未来を担う存在であり、保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体、つまり、心身の発達過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。このことを踏まえ、子ども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ります。また、子ども・若者が、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

子ども・若者の今とこれからの、その生まれ育った環境によって左右されることなく、一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの権利条約の精神に則り、思想・信条、人種、民族、国籍、障がいの有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けないようにし、また貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害から子ども・若者を守り、救済します。

上記を含め、子どもや若者に関わるすべての施策において、子どもや若者が健やかに成長できるよう、子どもの権利を基盤とした施策を推進します。

【基本方針②】

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます

こども・若者と対等な目線で、対話しながら、ともに社会課題を解決していき、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的に社会の形成に参画する態度を育みます。また、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者や子育て当事者等の意見を年齢や発達に応じて尊重し、こども施策に反映させることで、こども施策の質を向上させていきます。

【基本方針③】

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していきます

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、その時期には個人差があることに留意しつつ、それぞれのこども・若者の発達等の状況に応じて、その健やかな成長が図られるよう、良好な教育、医療、雇用等の社会環境を整備します。

また、こどもの成育過程において、心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重し、各ライフステージにおいて生じる心身の健康問題等に対応する成育医療等の提供を推進します。

「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、安心してこどもを生み、育てることができる環境の整備を進めていきます。

また、子育て当事者が、こどもを生み、育てることを経済的理由で諦めることなく、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持ち、身近な場所でサポートを受けこどもを育てながら、人生の幅を狭めずに夢を追いかけることができるよう取り組みます。

さらに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合い、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会全体で子育て当事者を切れ目なく支えていきます。

【基本方針④】

良好な成育環境を確保し、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます

貧困と格差は、子ども・若者やその家族の幸せな状態を損ねることから、その解消を図ることを、良好な成育環境を確保するための前提とし、すべての子ども施策の基盤とします。

ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、子どもと親の健康で文化的な生活を保障するとともに、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組みます。

また、すべての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が守られ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組みます。

子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであるという認識の下、表出している課題に対する子ども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護に対応し、困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かく包括的に支援します。

保護者がいない又は保護者による虐待などの理由により、子どもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援するとともに、できる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、安定的、継続的な養育を提供します。

【基本方針⑤】

それぞれの世代の視点に立って、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに取り組みます

若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、将来の見通しを持てるようにします。

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことを少子化対策の基本とします。

また、共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援するため共働き・子育てを推進し、男女ともに、子どもと過ごす時間をつくることができ、仕事などで自己実現を図りつつ、相互に協力しながら子育てをすることができ、それを職場が応援し、地域社会全体で支えていけるよう取り組みます。

【基本方針⑥】

県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できるよう、地域社会全体で子育てを支援します

こどもの養育については家庭を基本として行われ、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うことが重要であり、子育ての基盤となる家庭が円満となって、保護者が深い愛情をもって子どもを健やかに育てられるよう、こどもの養育に関し十分な支援を行います。

さらに、地域で子ども・若者や子育て支援に取り組む団体や企業、地域社会、子育てに直接関わっていない方々も含めた県民ひとりひとりが、相互に連携・協力して、子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら心身ともに健やかに育つよう、地域社会が一体となって子育てを支援していきます。